

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策については、政府におかれましても、国民の安全確保のためご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

埼玉県内の草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町では、埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立し、広域的な放射線対策を進めております。

また、国から三郷市、吉川市は汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画に基づき地域の除染を進め、他の市町につきましても局所的な除染を実施いたしました。

さて、国は平成23年8月に「放射性物質汚染対処特措法」を制定し、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、必要な措置を講ずると決めました。

同時期に原子力対策本部から発表された「市町村による除染実施ガイドライン」において、除去土壌等に関し、処分場の確保や安全性の確保については、県及び市町村との連携の上、国が責任を持って行うとされております。

当協議会では事故発生以降、住民の安全・安心の確保のため、必要な除染等を実施してまいりました。

しかしながら、除去土壌の処分場や費用負担等において、国の示す方針では不十分と言わざるを得ず、地域住民からも不安や不満の声が寄せられております。

今後も行政と住民が一体となって、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染の低減化に取り組んでいく必要があります。

つきましては、さらなる住民の安全・安心な暮らしが確保できるよう、以下の事項についてご配慮いただくよう、強く要望するものです。

記

1. 東京電力株式会社からの円滑な賠償金の支払いについて

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に要した費用について、当協議会では東京電力株式会社に2回の請求を行いましたが、東京電力株式会社の支払い基準とのかい離から満足がいく支払いを受けていません。

損害賠償については、事故と因果関係が認められる損害をすべて求償の対象にするよう東京電力株式会社に対し、要求が実現するように強く働きかけていただきたく、支援を要望します。